


| | | | | | | |
|--|--|----|-------|--------|----------|---|
| 所管部課 | 子ども未来部 子育て支援課 | 部長 | 松本 幹男 | | |  |
| 件名 | 令和4年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱について | | 区分 | 1 審議事項 | ○ 2 報告事項 | |
| 関係事項 | 条例規則 | | | | | |
| 部課機関 | 財政課、デジタル政策課、市民課、課税課、障害福祉課、会計課 | | | | | |
| <p>1. 要旨</p> <p>この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰等による影響を大きく受ける低所得の子育て世帯を見舞う観点から、当該世帯の生活を支援するため給付金を支給する「令和4年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業」の実施に関して、必要な事項を定めるものである。</p> <p>（主な内容）</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）</p> <p>②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者で、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者</p> <p>③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準となっている者</p> <p>(2) 支給額 児童1人につき一律5万円</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>ひとり親世帯の生活を支援することにより、福祉の増進を図ることができる。</p> | | | | | | |
| <p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年5月25日 東京都から、実施に係る通知（令和4年5月24日付厚生労働省子ども家庭局長通知）を受受 令和4年6月 1日 令和4年度補正予算（第2号）可決 | | | | | | |
| 3. 留意事項（問題点等） | | | | | | |
| <p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに制定事務を行いたい。</p> | | | | | | |
| 5. 審議結果 | | | | | | |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。